

〔諸家系圖纂二十四〕越智通信折數ニ三文

〔葵御紋考〕關氏藏書云、中文明十一己亥年七月十五日、中泰親悅曰、自今以後、親清之可家紋、旨

依之丸之内三葵、爲酒井定紋。

〔淺倉敏景十七箇條〕一朝倉名字中を初年の始の出仕、表著可爲布子候、并各同名定紋を付させらるべく候、略

〔四季草秋草中〕一家の紋の事

家々に定りて用る紋あり、これを定紋といふ、各家の紋なり、

〔貞丈雜記三〕一家の定紋といふ物は、本は旗幕などに付るゑるし也、素襖直垂小袖などには、

家の紋付る事もあり、外の紋付る事もあり、

〔葵御紋考〕旗幕の紋は、正紋の外をも附しことなり、

〔葵御紋考〕親氏君、入聲となり給ひし後、誓草を本紋と定められし、

〔寛永系圖三〕源姓松平

本紋。葵

代紋。酸漿草并桐、祖父信一曰、葵之御紋、當時有憚、以酸漿草并桐代之、松平家用酸漿草、子細有之、

桐之紋、依乘取江州箕作城、自信長公、賜桐紋之御羽織、是又吉例之由、依信一定之、一門之内、右以

兩種爲代紋也、

〔寛永諸家系圖傳十二〕松平

萬助忠政 家紋葵、別紋九曜、

〔諸家系圖纂十一〕清和源氏山名系譜

義顯 山名主殿頭